その他のご案内

病院案内は

(テレホンサービス)

027-325-0011

医療機関を検索できる情報サイト



(群馬県医療・薬局機能情報提供システム)

こどもの救急相談は

群馬こども救急相談 #8000

法律相談は

法テラス群馬 **0503383-5399**



高崎市保健所

保健医療総務課 医事薬事担当

〒370-0829 群馬県高崎市高松町5番地28

> TEL: 027-381-6111 FAX: 027-381-6124

高崎市保健所

医療安全相談窓□

ご案内

電話相談

027-381-6118

月曜日から金曜日(休庁日を除く)

午前9時から午後5時まで

こんなときにご相談ください

- 医療に関して問い合わせたい
- 医師が十分に説明してくれない
- 医師に相談しづらい疑問や不安 がある
- 医療機関職員の対応が気になる
- 近所の医療機関を教えてほしい
- ※ 相談は、原則として高崎市内に 所在する医療機関で行われてい る医療全般が対象です。
- ※ 医療費や法律相談等、専門機関 の対応が必要な場合は、関係機 関をご案内することがあります。



上手な医者のかかり方 10か条

- 伝えたいことはメモして準備
- 対話の始まりは挨拶から
- ・より良い関係作りはあなたにも責任が
- ・自覚症状と病歴はあなたを伝える大 切な情報
- これからの見通しを聞きましょう
- ・その後の変化も伝える努力を
- 大事なことはメモをとって確認
- ・納得できないときは何度でも質問
- ・治療効果をあげたるため、お互いに 理解が必要
- ・よく相談し、治療方法を決めましょう



ご相談時の注意事項

- 医療機関とのトラブルは、まず当 事者間の話し合いが原則です
- ご相談の内容によっては、専門機 関をご紹介します
- 医療行為における過失や因果関係の有無、診療内容の是非等の判定は行えません
- 医療機関との紛争に対する法的な 仲裁は行えません
- 相談現在の症状に関する診断は行えません
- ・ 医療費(診療報酬)に関する疑問は、まず医療機関にお尋ねください

相談方法

- 面談 (来庁)
- ・ 電話、ファックス
- 郵便(電話連絡先が必要です)

